

令和8年度における 環境配慮契約法基本方針等の 検討方針・課題等について（案）

令和7年12月26日

- I . 電気の供給を受ける契約に係る検討事項等**
- II . 建築物に係る契約に関する検討事項等**
- III . 産業廃棄物の処理に係る契約に係る検討事項等**
- IV . 令和8年度基本方針等検討スケジュール（案）**

I . 電気の供給を受ける契約に係る検討事項等

令和8年度における電気の供給を受ける契約に係る検討事項等

- 令和8年度は、令和9年度からの総合評価落札方式の本格導入に向け、総合評価落札方式と従来の裾切り方式を併用する移行期として位置づけられる。本格導入に先立ち、準備が整った国や独立行政法人等における先行的な導入を推奨する一方、多くの機関においては現行の裾切り方式を継続して実施することになるものと想定される。
- 令和8年度は、この二つの方式により、環境配慮契約を推進しつつ、新たな総合評価落札方式の普及・周知、理解促進と運用ノウハウの蓄積を図るものである。

※ 総合評価落札方式の標準点の標準点となる評価項目

このため、令和8年度の電力専門委員会において、以下の検討を実施する。

1. 総合評価落札方式の導入に向けた検討

- ① 総合評価落札方式の導入及び運用に関する検討
- ② 総合評価落札方式の導入に向けた普及・周知について

2. 環境配慮契約の更なる実施率の向上の方策に係る検討

- 効果的な環境配慮契約の運用に向けた検討

1. 総合評価落札方式の導入に向けた検討

令和7年度において**総合評価落札方式の導入**に向けて、評価項目、評価基準、配点等に係る検討を実施。令和8年3月の閣議決定（予定）を受けた**令和8年度の先行導入**、**令和9年度の本格導入**に向けて、検討すべき事項は以下のとおり。

- 総合評価落札方式の運用ルールの明確化
 - ◆ 調達担当者（調達側）、小売電気事業者（応札側）に対する総合評価落札方式の運用ルール（評価方法、入札手続、契約関連書類など）の明示が必要
- 本格導入に向けての普及・周知
 - ◆ 国及び独立行政法人等、地方公共団体、小売電気事業者等の各主体向けの対応
 - ◆ 先行導入機関における契約内容等に係る情報収集及び提供に係る検討



総合評価落札方式の導入に当たり**調達側・応札側双方に有効なひな型**等の作成

- ✓ 解説資料の改訂及び必要に応じた更新、標準的な契約書類、ツール類の提供等
 - 入札手続フロー、評価項目・評価基準・配点等の技術仕様、提出書類（適合証明、証憑）、価格・料金体系、評価項目の定義・対象等（FAQ）、総合評価点計算ツール（Excel）など

令和9年度の本格導入に向けた説明、普及・周知（1年間の移行期間）

- ✓ 国及び独立行政法人等、地方公共団体等、一般事業者等、小売電気事業者（応札者）向けの説明会の開催（6月頃及び2～3月の2回）及び説明会資料の配布など
 - 先行導入を目指す機関向けに6月に総合評価落札方式を中心に電気の供給を受ける契約の説明会（Web配信）、2～3月は例年の環境配慮契約法基本方針説明会（対面・Web配信）

1. 総合評価落札方式の導入に向けた検討

(つづき)

令和9年度の**本格導入に向けた説明、普及・周知**（1年間の移行期間）

- ✓ 説明会動画コンテンツの提供（Web配信を行った動画）
- ✓ 電気事業者（応札者）への働きかけによる入札参加者の確保（電気事業低炭素社会協議会、再エネ関連団体との連携）
 - 総合評価落札方式の評価ロジック、証憑の準備、市場運動形料金・燃料調整費の扱いなど
 - 沖縄電力供給区域や離島地域の例外措置など
- ✓ 国及び独立行政法人等、地方公共団体等における先行事例の提供及び横展開
- ✓ 上記の情報を集約・整理したワンストップサービスとしての環境省ホームページの活用
 - 調達者、応札者双方にとって有効な入札に必要となる各種情報・資料、算定ツール、ひな型等をワンストップサービスとして環境省のホームページにおいて提供

2. 環境配慮契約の更なる実施率の向上のための方策の検討

環境配慮契約の更なる実施率の向上を図るため、環境配慮契約の未実施機関への対応の考え方は以下のとおり

- 環境配慮契約未実施機関・施設の継続的公表により自主的・積極的取組を促すこと
 - ◆ 環境配慮契約締結実績の確認・精査後、未実施機関・施設を継続的に公表
 - ◆ 未実施機関の公表による実施率向上の有無の確認が必要
- 環境配慮契約の実施率を向上させるための支援措置を講ずること
 - ◆ 相対的に実施率の低い独立行政法人等への優良事例、参考情報提供等が重要
 - ◆ 所管する府省庁に対する情報提供等が重要
 - ◆ 予定使用電力量の多い未実施機関に対する働きかけ、フォローアップが重要



環境配慮契約締結実績調査結果を踏まえ、未実施理由の内容の把握、未実施機関のフォローアップ及び優良事例・先行事例等の把握及び普及等を実施

- ✓ 環境配慮契約未実施機関・施設の継続的な公表（レビューーション効果を期待）
- ✓ 令和7年度において特に予定使用電力量の大きい未実施機関に対して実施を促す働きかけ。令和8年度も引き続き働きかけるとともに、当該機関に対するフォローアップを実施
- ✓ 分析結果を踏まえ、関係府省庁に対する効果的かつ強力な情報提供（所管独法等を含む）及び状況に関する聴取方法を検討（必要に応じ法第9条に基づく要請も検討）
- ✓ 政府実行計画のフォローアップ等との連携による取組の強化等
 - 環境配慮契約の実施状況の中央環境審議会CN実行計画FU専門委員会への提示等も視野

II. 建築物に係る契約に関する検討事項等

令和8年度における建築物に係る契約に関する検討事項等

- 令和7年度はベンチマーク指標に係るデータの蓄積及び精緻化に向け継続的なデータ収集及びベンチマーク指標への反映を実施するとともに、環境配慮契約の実施率の向上に資するチェックリストの拡充・活用方策の検討を実施したところ。
- 令和8年度は引き続きベンチマーク指標の算定・公表及び活用、環境配慮契約の実施率向上に向けたチェックリストの活用及び対策等との連携、さらにデータ計測・分析等の他の契約類型への活用等について検討を実施する。

1. ベンチマーク指標の算定・公表及び活用に係る検討

- ① 継続的なデータ収集・蓄積及び分析に係る検討
- ② ベンチマーク指標を活用した温室効果ガス排出削減の取組の促進に係る検討

2. 環境配慮契約の更なる実施率の向上の方策に係る検討

- ① 建築物の維持管理に係るチェックリストの活用方策に係る検討
- ② チェックリストと連携した省エネ・脱炭素対策等の情報提供に係る検討

3. データ計測・分析等の他の契約類型への活用等に係る検討

- 建築物の維持管理の運用段階のデータ計測・分析結果等の他の契約類型（設計段階及び改修段階）への展開及び活用

1. ベンチマーク指標の算定・公表及び活用に係る検討

ベンチマーク指標の算定・公表及び活用について

- エネルギー消費量や温室効果ガス排出量に関するベンチマーク指標の算定及び公表の継続的な実施による情報の蓄積・精緻化
 - ◆ 建築物の用途別・地域別・規模（延床面積）別に応じた維持管理に係るベンチマーク指標を算定し、内容について建築物懇談会において検討・確認
 - ◆ 精緻化に向けては一定の期間が必要になるものの、蓄積されたデータの分析等による更なる活用が期待



継続的なデータ収集・蓄積及び分析に係る検討

令和8年度の**建築物懇談会**において**ベンチマーク指標の算定・公表及び活用**に向けて、以下の更なる精緻化と実装性向上に関する検討・フォローアップを実施

- ✓ 令和7年度の契約締結実績データの反映・蓄積、データ項目と精度管理の標準化
 - 施設基本情報（用途、所在地、延床面積等）、契約内容、活動量（燃料別）エネルギー消費量・原単位、温室効果ガス排出量・原単位等（定義統一含む）
 - 用途×面積×地域区分の妥当性の検証及び用途拡充の進め方の検討 等
- ✓ 反映・蓄積データの精度向上及び分析、ベンチマーク指標の精緻化に向けた検討
 - 入力ミス低減策（入力ロジック）など収集データ・項目の継続的改善に向けた検討
 - 外れ値の考え方及び適切な除外方法等について検討（「外れ値率」の設定など）

1. ベンチマーク指標の算定・公表及び活用に係る検討

ベンチマーク指標の算定・公表及び活用について

- 各施設や組織の”立ち位置（エネルギー消費レベルやCO₂排出レベル）”の把握、ベンチマークとの比較による排出削減等に向けた取組の促進
 - ◆ 各施設・組織において、より一層高いレベルを目指すための目安となるもの
 - ◆ 併せて、地方公共団体や民間等に対する情報提供による普及啓発



ベンチマーク指標を活用した温室効果ガス排出削減の取組の促進に係る検討

令和8年度において施設管理者のエネルギー管理及び当該施設の評価等に活用可能となるよう、わかり易い形で算定・公表するとともに、以下の検討を実施

- ✓ 施設管理者・発注者に対する適切なフィードバック及び対策を促す運用に係る検討
 - 10段階の等級評価（A+～E-）に連動した取組改善を促す運用（等級評価に応じた改善提案（例えばD評価→C評価にするための具体的対策の提示など））
 - 各施設や組織がより高いレベルを目指すことにつながる適切な公表・表現方法（リピュテーション効果の活用（優良施設又は改善が必要な施設の公開など））
 - 用途別・規模別等の先進事例・優良事例（ベストプラクティス）の収集及び情報提供（横展開）の検討
- ✓ 上記を踏まえたベンチマーク指標と省エネ・脱炭素対策等の紐づけに関する検討（運用の最適化、低コスト、省エネ・省CO₂効果などの階層化・パッケージ化）

2. 環境配慮契約の更なる実施率の向上のための方策に係る検討

環境配慮契約（主に維持管理）の更なる実施率の向上に資する情報提供について

- 契約締結実績調査における実施事例の収集、発注者ニーズの把握とともに、環境配慮契約の未実施理由の整理が必要
 - ◆ 建築物の維持管理に係る環境配慮契約の実施率は近年20～30%前後で推移
 - ◆ 令和6年度に発注者自らが“工夫の余地の有無”を確認（主に運用改善対策）するためのチェックリストを作成



建築物の維持管理に係るチェックリストの拡充及び活用方策に係る検討

令和8年度において更なるチェックリストの拡充・レベルアップ及びチェックリストを活用した省エネ・脱炭素対策等の着実な推進を図るため、以下の検討を実施

- ✓ 契約締結実績調査を踏まえた環境配慮契約の未実施理由の継続的な把握及び分類
 - 例えば費用面、技術面、理解不足、制度面などに分類、対策の優先順位を明確化
- ✓ チェックリストの活用状況について令和7年度の契約締結実績調査において把握
- ✓ 仕様書等に参考情報として位置づける等の活用方策の検討
- ✓ チェックリストの対策と省エネ・脱炭素対策等の紐づけに関する検討
 - チェックリストのレベル分類（例えば基礎/標準/先進など）とベンチマーク指標の連動（例えば“D評価”以下の施設等への実施対策の例示など）
 - チェックリストのWeb化、各項目から具体的な「事例」「対策」へのリンク化 等

2. 環境配慮契約の更なる実施率の向上のための方策に係る検討

環境配慮契約（主に維持管理）の更なる実施率の向上に資する情報提供について

- 維持管理の運用段階において徹底した省エネルギー対策のためには当該建築物の特性等を踏まえた最適な省エネ・脱炭素対策等の選択が重要
- 実施すべき具体的な対策等を示すことにより、維持管理に係る環境配慮契約の実施率の向上にも資することが期待されるところ



チェックリストと連携した省エネ・脱炭素対策等の情報提供に係る検討

発注者向けの有効な事例の収集・整理及び環境配慮契約の実施率の向上に資する情報及びその提供方法等について令和8年度以降の実施に向け検討

- ✓ チェックリストを活用した機関へのフォローアップ及び優良事例の収集、特性別の有効な対策の収集及び情報提供
 - 環境配慮契約の未実施機関のフォローアップに加え、**チェックリストを活用した機関へのフォローアップを行い、優良事例を収集し、適切な情報提供を実施**
 - 建物用途・地域・規模別等によるエネルギー消費特性等を踏まえた有効な対策についての情報提供
- ✓ **チェックリストの対策と省エネ・脱炭素対策等の紐づけ**に関する検討【再掲】
 - 優良事例や省エネ効果又は費用対効果が高い取組・対策等を優先して検討
 - チェックリストのWeb化、各項目から具体的な「事例」「対策」へのリンク化 等

2. 環境配慮契約の更なる実施率の向上のための方策に係る検討

環境配慮契約（主に維持管理）の更なる実施率の向上に資する情報提供について

- 複数年契約（特に独立行政法人等）、複数施設の一括発注等、運用改善に資する契約方式に係る情報提供等の普及促進策が重要
- 運用改善に当たって専門家やコミュニケーションの適切な活用が重要



維持管理の運用改善に資する契約方式等の情報提供に係る検討

維持管理の運用改善に資する**複数年契約方式、複数施設の一括発注等**の導入可能性についての検討を推奨（導入による**メリット**）

- ✓ 複数年契約は運用実績を踏まえた継続的改善効果の発揮等に寄与
 - **独立行政法人等**の更なる普及促進、**国の機関の複数年契約の取組**（中央合同庁舎等の維持管理業務）に係る情報発信、他の機関の実施可能性の検討
- ✓ 複数施設の一括発注は発注規模の拡大による事業者の参入インセンティブの向上、同種業務をまとめることによる費用対効果の向上、エネルギー管理のIT化の促進等に寄与

維持管理の運用改善に当たって**専門家やコミュニケーションの積極的な活用**の推奨

3. データ計測・分析等の他の契約類型への活用に係る検討

データ計測・分析、評価指標等の活用について

- データ計測・分析、評価指標等は、建築物のライフサイクルにおける温室効果ガス排出削減・脱炭素化に向けてすべての基盤・基本となるもの
- 運用段階における評価指標の設定及び継続的な把握・分析並びに改善が重要
- さらに、計測データの蓄積、契約類型間で引き継ぎ・積極的に活用するとともに、契約事業者間において実効性の高い引き継ぎを行うことも必要



データ計測・分析等の他の契約類型への活用の進め方

建物用途、施設規模・運用管理体制等に即した適切なデータ計測・分析等を実施するために以下の検討を実施

- ✓ 継続的なデータの収集・分析・評価及び運用改善への活用方策の検討
 - 維持管理で取得した運用データを性能要求や改善計画の精度向上へ活用
 - 運用段階の蓄積されたデータ計測・分析等を踏まえた**次期発注仕様等**の促進
- ✓ **運用改善が可能と判断される事業者の選定**に向けた対応方策の検討及び提示
- ✓ 他の契約類型（設計段階又は改修段階）への展開及び活用方策の検討

データ計測・分析等に係る業務と維持管理業務の分離発注の可能性の検討、
データ計測・分析等に当たって専門家の積極的な活用を図るための検討を推奨

III. 産業廃棄物の処理に係る契約に関する検討事項等

産業廃棄物の処理に係る契約に関する検討について

■ 産業廃棄物の処理に係る契約の見直しの背景等

- 現行の産業廃棄物の処理に係る契約は、温室効果ガス等の排出削減、適正処理や再生利用の能力・実績※等を考慮した事業者選定を裾切り方式により実施
※ 廃棄物処理法に基づく優良産廃処理業者認定制度の優良基準を活用
- 他方、我が国においては、令和6年5月に脱炭素化と再生資源の質と量の確保等の資源循環の取組を一体的に促進するための「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（再資源化事業等高度化法）」が公布されるなど循環経済への移行が進められているところ
- また、第5次循環型社会形成推進計画においても循環経済への移行を前面に打ち出しており、「循環経済」を将来世代の未来につなげる「国家戦略」として位置づけているところ
- こうした資源循環の取組、循環経済への移行を促す施策等を環境配慮契約に「取り込む／反映する」ことについて検討が必要なタイミングとなっている



○ 産業廃棄物の処理に係る契約について、循環経済への移行に向けた最近の動向を踏まえ、資源循環に係る懇談会を設置し、契約方式・評価方法等を検討

- ✓ 循環経済への移行、再資源化事業等高度化法の「**脱炭素化と再生資源の質・量の確保を一体的に促進**」という考え方について契約に当たって評価項目への組み込みを検討
- ✓ 併せて、**契約類型の名称変更**に係る検討

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律の概要

- 令和6年3月15日に「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律案」について閣議決定し、第213回国会で成立。
- 本法においては、**脱炭素化と再生資源の質と量の確保等の資源循環の取組を一体的に促進するため、基本方針の策定、特に処分量の多い産業廃棄物処分業者の再資源化の実施の状況の報告及び公表、再資源化事業等の高度化に係る認定制度の創設等の措置を講ずる。**

基本方針の策定

- 再資源化事業等の高度化を促進するため、国として基本的な方向性を示し、一体的に取組を進めていく必要があることから、環境大臣は、**基本方針を策定し公表**するものとする。

再資源化の促進（底上げ）

- 再資源化事業等の高度化の促進に関する**判断基準の策定・公表**
- 特に処分量の多い産業廃棄物処分業者の再資源化の実施状況の**報告・公表**



**再資源化の高度化に
向けた全体の底上げ**

再資源化事業等の高度化の促進（引き上げ）

- 再資源化事業等の高度化に係る**国が一括して認定を行う制度を創設**し、生活環境の保全に支障がないよう措置を講じさせた上で、**廃棄物処理法の廃棄物処分業の許可等の各種許可の手続の特例**を設ける。

※認定の類型（イメージ）

<①事業形態の高度化>

- 製造側が必要とする質・量の再生材を確保するため、**広域的な分別収集・再資源化の事業**を促進



<②分離・回収技術の高度化>

- **分離・回収技術の高度化**に係る施設設置を促進



例：ガラスと金属の完全リサイクル

画像出典：太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン

<③再資源化工程の高度化>

- 温室効果ガス削減効果を高めるための**高効率な設備導入等**を促進



例：AIを活用した高効率資源循環

画像出典：産業廃棄物処理におけるAI・IoT等の導入事例集

脱炭素化の推進、産業競争力の強化、地方創生、経済安全保障への貢献

産業廃棄物の処理に係る契約における評価区分・配点例

- 現行の据切り方式は下記の評価項目についてポイント制で評価し、満点の**6割以上**の点数（**45点**）を獲得した事業者に入札参加資格を付与
- 再資源化事業高度化法や第5次循環型社会形成推進計画を踏まえ、契約方式、評価項目・評価基準等について見直しを検討

評価項目	区分（評価）例	配点例
① 環境/CSR報告書	環境/CSR報告書の作成・公表を実施	10
② 温室効果ガス等の排出削減計画 ・目標	削減計画策定・目標設定及び公表を実施	10
③ 従業員への研修・教育	従業員に対し定期的な研修・教育を実施	5
環境配慮への取組状況（小計）	—	25
① 優良適性（遵法性）	特定不利益処分を5年間受けていないこと	10
② 事業の透明性	インターネットによる情報公開の実施	10
③ 環境配慮の取組	ISO14001、エコアクション21等環境マネジメントシステム認証取得	10
④ 電子マニフェスト	電子マニフェストシステムへ加入、利用可能	10
⑤ 財務体質の健全性	自己資本比率、経常利益等の財務基準満足	10
優良基準への適合状況（小計）	—	50
合　　計	—	75

産業廃棄物に係る検討について（スケジュールイメージ）



- 調整状況次第で廃棄物懇談会を今年度末もしくは来年度早いうちに開催予定。来年度も3回程度開催。廃棄物懇談会にて評価項目等を議論いただき、親検討会に諮り、契約方式の見直し方針を決定。

年度	2025 (R7)			2026 (R8)												2026 (R9)	
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	
検討会等	 廃棄物懇談会①			 廃棄物懇談会①			 親①		 廃棄物懇談会②			 親②					
検討事項	<ul style="list-style-type: none"> ・総合評価の導入検討（頭出し） ・高度化法の要件を含めた評価項目の見直し ・提案募集（R7） 			<ul style="list-style-type: none"> ・総合評価の導入検討（評価項目、配点） 			<ul style="list-style-type: none"> ・総合評価の導入検討（取りまとめ案） 			<ul style="list-style-type: none"> ・総合評価の方針決定 							
契約実務への反映													<p>閣議決定</p>			<p>総合評価導入</p>	

IV. 令和8年度基本方針等検討スケジュール（案）

令和8年度環境配慮契約基本方針等検討スケジュール（案）

○ 電力専門委員会（第1回）	5月上旬
○ 提案募集	5月上旬～6月上旬
○ 廃棄物懇談会 ^{注1} （第1回）	6月中旬
○ 基本方針説明会 ^{注3} （電気の供給を受ける契約）	6月中下旬
○ <u>環境配慮契約法基本方針検討会（第1回）</u>	<u>7月中下旬</u>
○ 廃棄物懇談会 ^{注1} （第2回）	9月中旬
○ 電力専門委員会（第2回）	10月上旬
○ 建築物懇談会（1回程度開催）	11月中旬
○ 各省事前協議 ^{注2}	10月下旬～
○ パブリックコメント ^{注2}	11月上旬～12月上旬
◆ <u>環境配慮契約法基本方針検討会（第2回）</u>	<u>12月中下旬</u>
○ 基本方針閣議決定 ^{注2}	1月下旬
○ 基本方針説明会 ^{注3}	2月中旬～3月中旬
○ 注1：「廃棄物懇談会」は仮称	注2：基本方針を改定する場合
注3：6月は電気の供給を受ける契約をWeb配信、2～3月は例年どおり	